

第456回

佐賀地方最低賃金審議会資料

佐賀労働局労働基準部賃金室

目 次

頁

1 最低賃金審議状況（平成 28 年～令和 7 年）	1
2 佐賀県地域別最低賃金決定状況一覧	2
3 全国地域別最低賃金決定状況一覧	3
4 目安額の推移（平成 25 年～令和 7 年）	4
5 一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧	5
6 電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧	6
7 陶磁器・同関連製品製造業最低賃金決定状況一覧	7
8 全国特定最低賃金決定状況一覧（一般機械器具）	8
9 全国特定最低賃金決定状況一覧（電気機械器具）	9
10 全国特定最低賃金決定状況一覧（窯業・土石製品製造業関係）	10
11 2026 年特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について	11
12 特定最低賃金に関する資料	14
13 佐賀地方最低賃金審議会及び佐賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程の一部改正について	17
14 最賃改定にかかる影響率の比較（復元方法別）	22
15 佐賀県最低賃金の改正決定について（答申）	24
16 令和 7 年度地域別最低賃金及び業務改善助成金の周知・広報の実施結果	25
17 令和 7 年度業務改善助成金交付決定実績	26
18 （参考）第 4 回佐賀県政労使会議資料	27

最低賃金審議状況(平成28年～令和7年)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
県	715	737	762	790	792	821	853	900	956	1030
	21	22	25	28	2	29	32	47	56	74
	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.90	5.51	6.22	7.74
	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	10.2	10.14	10.17	11.21
	○	▲	●	●	▲	▲	●	●	●	■
一般機械	810	827	847	867	870	896	929	974	1010	36
	15	17	20	20	3	26	33	45	36	
	1.13	1.89	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.08	1.06	3.70
	29.1.7	30.1.3	12.28	12.29	12.19	12.31	12.30	12.29	12.20	-
	○	○	●	○	○	▲	○	●	○	
電気機械	774	795	816	836	839	867	900	943	996	53
	14	21	21	20	3	28	33	43	53	
	1.08	1.84	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06	1.05	1.04	5.62
	12.31	12.22	12.26	12.22	12.17	12.18	12.24	12.29	12.19	-
	○	○	○	○	○	○	○	●	○	
陶磁器	716	738	763	791	793	822	854	901	957	56
	21	22	25	28	2	29	32	47	56	
	1.00	3.07	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	6.22
	12.30	12.2	12.7	12.5	12.2	12.9	12.16	12.9	12.21	-
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注) ○全会一致 ●使側反対 ▲使側反対 ■使側退席 ▼労側退席

時間額	引上額
対果	引上率
比率	
発効日	
審議結果	

佐賀県地域別最低賃金決定状況一覽

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
改正諮問	28. 7. 7	29. 7. 10	30. 7. 2	元. 7. 5	2. 7. 2	3. 7. 2	4. 7. 6	5. 7. 11	6. 7. 11	7. 7. 14
審議会開催日	28. 7. 7 7. 29 8. 8 8. 24	29. 7. 10 7. 19 7. 31 8. 9 8. 28	30. 7. 2 7. 27 8. 8 8. 24	元. 7. 5 8. 1 8. 8 8. 26	2. 7. 2 7. 27 8. 6 8. 24	3. 7. 2 7. 21 8. 10 8. 26	4. 7. 6 7. 29 8. 8 8. 24	5. 7. 11 8. 1 8. 18 9. 5	6. 7. 11 7. 31 8. 20 9. 5	7. 7. 14 8. 1 8. 5 8. 26 9. 16
専門部会開催日	28. 7. 22 7. 29 8. 3 8. 8	29. 7. 24 7. 31 8. 2 8. 7 8. 9	30. 7. 19 7. 27 7. 31 8. 2 8. 6 8. 8	元. 7. 23 7. 31 8. 1 8. 2 8. 5	2. 7. 21 7. 27 7. 29 7. 31 8. 6	3. 7. 21 7. 28 8. 4 8. 6 8. 10	4. 8. 3 8. 5 8. 8	5. 8. 2 8. 4 8. 7 8. 8 8. 18	6. 8. 1 8. 5 8. 7 8. 9 8. 20	7. 8. 5 8. 7 8. 8 8. 19 8. 20 8. 26
答申日	28. 8. 8	29. 8. 9	30. 8. 8	元. 8. 8	2. 8. 6	3. 8. 10	4. 8. 8	5. 8. 18	6. 8. 20	7. 8. 26
採決状況	○	▲	●	●	▲	▲	●	●	●	■
発効日	28. 10. 2	29. 10. 6	30. 10. 4	元. 10. 4	2. 10. 2	3. 10. 6	4. 10. 2	5. 10. 14	6. 10. 17	7. 11. 21
時間額(円)	715	737	762	790	792	821	853	900	956	1,030
引上り率(%)	21	22	25	28	2	29	32	47	56	74
影響率(%)	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.90	5.51	6.22	7.74
未満率(%)	7.7	12.1	11.2	8.1	7.0	18.2	19.3	19.4	24.6	35.2
	1.2	2.3	2.8	1.4	1.6	1.0	1.7	2.2	1.1	1.9

(注) ○全会一致 ●使側反対 ▲使側反対 ■使側退席 ▼労側退席

令和7年度 全国地域別最低賃金決定状況一覧

	7年度	ランク	目安	6年度	5年度	引上額	引上率	目安比較	発効日
東京	1,226	A	63	1,163	1,113	63	5.42	0	10/3
神奈川	1,225			1,162	1,112	63	5.42	0	10/4
大阪	1,177			1,114	1,064	63	5.66	0	10/16
埼玉	1,141			1,078	1,028	63	5.84	0	11/1
愛知	1,140			1,077	1,027	63	5.85	0	10/18
千葉	1,140			1,076	1,026	64	5.95	1	10/3
京都	1,122	B	63	1,058	1,008	64	6.05	1	11/21
兵庫	1,116			1,052	1,001	64	6.08	1	10/4
静岡	1,097			1,034	984	63	6.09	0	11/1
三重	1,087			1,023	973	64	6.26	1	11/21
広島	1,085			1,020	970	65	6.37	2	11/1
滋賀	1,080			1,017	967	63	6.19	0	10/5
北海道	1,075			1,010	960	65	6.44	2	10/4
茨城	1,074			1,005	953	69	6.87	6	10/12
栃木	1,068			1,004	954	64	6.37	1	10/1
岐阜	1,065			1,001	950	64	6.39	1	10/18
群馬	1,063			985	935	78	7.92	15	3/1
富山	1,062			998	948	64	6.41	1	10/12
長野	1,061			998	948	63	6.31	0	10/3
福岡	1,057			992	941	65	6.55	2	11/16
石川	1,054			984	933	70	7.11	7	10/8
福井	1,053			984	931	69	7.01	6	10/8
山梨	1,052			988	938	64	6.48	1	12/1
奈良	1,051			986	936	65	6.59	2	11/16
新潟	1,050			985	931	65	6.60	2	10/2
岡山	1,047			982	932	65	6.62	2	12/1
徳島	1,046			980	896	66	6.73	3	1/1
和歌山	1,045			980	929	65	6.63	2	11/1
山口	1,043			979	928	64	6.54	1	10/16
宮城	1,038			973	923	65	6.68	2	10/4
香川	1,036			970	918	66	6.80	3	10/18
島根	1,033			962	904	71	7.38	8	11/16
愛媛	1,033	956	897	77	8.05	14	12/1		
福島	1,033	955	900	78	8.17	15	1/1		
大分	1,035	C	64	954	899	81	8.49	17	1/1
熊本	1,034			952	898	82	8.61	18	1/1
山形	1,032			955	900	77	8.06	13	12/23
長崎	1,031			953	898	78	8.18	14	12/1
岩手	1,031			952	893	79	8.30	15	12/1
秋田	1,031			951	897	80	8.41	16	3/31
鳥取	1,030			957	900	73	7.63	9	10/4
佐賀	1,030			956	900	74	7.74	10	11/21
青森	1,029			953	898	76	7.97	12	11/21
鹿児島	1,026			953	897	73	7.66	9	11/1
高知	1,023			952	897	71	7.46	7	12/1
宮崎	1,023			952	897	71	7.46	7	11/16
沖縄	1,023	952	896	71	7.46	7	12/1		

目安額の推移（平成25年～令和7年）

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
A	19円	19円	19円	25円	26円	27円	28円	示さず ※2	28円	31円	41円		
B	12円	15円	18円	24円	25円	26円	27円	示さず ※2	28円	31円			
C	10円	14円	16円	22円	24円	25円	26円	示さず ※2	28円	30円	40円	50円	63円
D	10円	13円	16円	21円	22円	23円	26円	示さず ※2	28円	30円	39円		64円

※1：平成23年度の岩手、宮城及び福島県の3県については、同年度の目安は、「各県ごとの被害状況等に十分に配慮」等した審議を求めたもの。

※2：「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
改正の諮問	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	6.9.5	-
審議会の開催日	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26 元.10.31	2.8.24	3.8.26 3.11.1	4.8.24	5.9.5	6.9.5	-
専門部会の開催日	28.10.7 28.10.11 28.10.25 28.11.9	29.10.16 29.10.24 29.10.27 29.11.2	30.10.10 30.10.15 30.10.23 30.10.25 30.10.29	元.9.30 元.10.15 元.10.18 元.10.23 元.10.28	2.10.6 2.10.9 2.10.16 2.10.21	3.10.7 3.10.18 3.10.20 3.10.25	4.10.14 4.10.20 4.10.25 4.10.31	5.10.5 5.10.10 5.10.12 5.10.19 5.10.23	6.10.4 6.10.7 6.10.17 6.10.22	-
答申日	28.11.9	29.11.2	30.10.29	元.10.31	2.10.21	3.11.1	4.10.31	5.10.30	6.10.22	-
採決状況	○	○	○	●	○	▲	○	●	○	-
発効日	29.1.7	30.1.3	30.12.28	元.12.29	2.12.19	3.12.31	4.12.30	5.12.29	6.12.20	-
時間額(円)	810	827	847	867	870	896	929	974	1,010	-
引上げ	額(円)	15	20	20	3	26	33	45	36	-
	率(%)	1.89	1.89	2.42	2.36	2.99	3.68	4.84	3.70	-
地賃額(円)	715	737	762	790	792	821	853	900	956	-
地賃比(%)	113.3	112.2	111.2	109.8	109.9	109.1	108.9	108.2	105.6	-
影響率(%)	5.9	4.7	5.7	6.3	3.0	4.1	5.9	6.6	5.5	-
未満率(%)	3.5	3.2	2.3	3.1	2.9	2.5	3.8	3.3	2.8	-

○全会一致 ●使側反対 ▲労側反対

電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
改正の諮問	28. 8. 24	29. 8. 28	30. 8. 24	元. 8. 26	2. 8. 24	3. 8. 26	4. 8. 24	5. 9. 5	6. 9. 5	-	
審議会の開催日	28. 8. 24	29. 8. 28	30. 8. 24	元. 8. 26	2. 8. 24	3. 8. 26	4. 8. 24	5. 9. 5	6. 9. 5	-	
専門部会の開催日	28. 10. 19	29. 10. 11	30. 10. 11	元. 9. 30	2. 10. 2	3. 10. 11	4. 10. 13	5. 10. 16	6. 10. 8		
	28. 10. 26	29. 10. 18	30. 10. 18	元. 10. 2	2. 10. 9	3. 10. 19	4. 10. 19	5. 10. 20	6. 10. 16	-	
	28. 10. 28	29. 10. 24	30. 10. 23	元. 10. 21	2. 10. 16		4. 10. 25	5. 10. 25	6. 10. 18		
	28. 11. 1		30. 10. 25	元. 10. 24							
答申日	28. 11. 1	29. 10. 24	30. 10. 25	元. 10. 24	2. 10. 16	3. 10. 19	4. 10. 25	5. 10. 30	6. 10. 18	-	
採決状況	○	○	○	○	○	○	○	●	○	-	
発効日	28. 12. 31	29. 12. 22	30. 12. 26	元. 12. 22	2. 12. 17	3. 12. 18	4. 12. 24	5. 12. 29	6. 12. 19	-	
最低賃金額	時間額(円)	774	795	816	836	839	900	943	996	-	
	引上げ	額(円)	14	21	21	20	3	33	43	53	-
		率(%)	1.84	2.71	2.64	2.45	0.36	3.81	4.78	5.62	-
	地賃額(円)	715	737	762	790	792	821	853	900	956	-
	地賃比(%)	108.3	107.9	107.1	105.8	105.9	105.6	105.5	104.8	104.2	-
	影響率(%)	7.9	6.5	8.8	10.8	3.1	10.0	11.7	13.0	16.8	-
未満率(%)	2.0	2.7	4.6	1.9	2.0	6.1	7.8	2.8	6.9	-	

○全会一致 ●使側反対 ▲労側反対

陶磁器・同関連製品製造業最低賃金決定状況一覧

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
改正の諮問	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	6.9.5	-	
審議会の開催日	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	6.9.5	-	
専門部会の開催日	28.10.18 28.10.31	29.10.4	30.10.10	元.10.7	2.10.2	3.10.8	4.10.17	5.10.10	6.10.11 6.10.23	-	
答申日	28.10.31	29.10.4	30.10.10	元.10.7	2.10.2	3.10.8	4.10.17	5.10.10	6.10.23	-	
採決状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
発効日	28.12.30	29.12.2	30.12.8	元.12.7	2.12.2	3.12.9	4.12.16	5.12.9	6.12.21	-	
最低賃金額	時間額(円)	716	738	763	791	822	854	901	957	-	
	引上げ	額(円)	21	22	25	28	29	32	47	56	-
		率(%)	3.02	3.07	3.39	3.67	3.66	3.89	5.50	6.22	-
	地賃額(円)	715	737	762	790	792	821	853	900	956	-
	地賃比(%)	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	-
	影響率(%)	19.7	11.2	12.7	12.5	8.4	21.8	14.2	19.6	29.6	-
未満率(%)	3.7	0.3	1.8	2.6	2.4	2.5	0.5	2.2	4.1	-	

○全会一致 ●使側反対 ▲労側反対

全国特定最低賃金決定状況一覧(一般機械器具)

	都道府 県名	ランク	6年度					7年度					備考
			時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	
1	大阪	A	1,127	57	5.33	101.2	1,114	1,197	70	6.21	101.7	1,177	金属製品、輸送 用機器を含む
2	東京		—	—	—	—	1,163	—	—	—	—	1,226	
3	神奈川		—	—	—	—	1,162	—	—	—	—	1,225	
4	千葉		—	—	—	—	1,076	—	—	—	—	1,140	
5	愛知		—	—	—	—	1,077	—	—	—	—	1,140	
6	香川	B	1,092	52	5.00	112.6	970	1,158	66	6.04	111.8	1,036	
7	兵庫		1,087	52	5.02	103.3	1,052	1,150	63	5.80	103.0	1,116	
8	徳島		1,070	50	4.90	109.2	980	1,134	64	5.98	108.4	1,046	
9	島根		1,068	58	5.74	111.0	962	1,134	66	6.18	109.8	1,033	
10	静岡		1,073	45	4.38	103.8	1,034	1,133	60	5.59	103.3	1,097	
11	群馬		1,056	50	4.97	107.2	985	1,120	64	6.06	105.4	1,063	
12	滋賀		1,060	47	4.64	104.2	1,017	1,114	54	5.09	103.1	1,080	
13	愛媛		1,049	52	5.22	109.7	956	1,114	65	6.20	107.8	1,033	
14	茨城 ^{注1}		1,055	50	4.98	105.0	1,005	1,105	50	4.74	102.9	1,074	
15	長野		1,043	49	4.93	104.5	998	1,105	62	5.94	104.1	1,061	輸送用機器 を含む
16	岡山		1,054	49	4.88	107.3	982	1,103	49	4.65	105.3	1,047	
17	石川		1,040	40	4.00	105.7	984	1,090	50	4.81	103.4	1,054	金属製品、電気 機器を含む
18	栃木		1,055	48	4.77	105.1	1,004	1,070	15	1.42	100.2	1,068	
19	京都		—	—	—	—	1,058	—	—	—	—	1,122	
20	三重		—	—	—	—	1,023	—	—	—	—	1,087	
21	広島		1,070	50	4.90	104.9	1,020	—	—	—	—	1,085	
22	富山		1,035	40	4.02	103.7	998	—	—	—	—	1,062	
23	福井		—	—	—	—	984	—	—	—	—	1,053	
24	奈良		—	—	—	—	986	—	—	—	—	1,051	
25	山形		C	1,012	51	5.31	106.0	955	1,070	58	5.73	103.7	1,032
27	長崎	—		—	—	—	953	—	—	—	—	1,031	
26	佐賀	1,010		36	3.70	105.6	956	—	—	—	—	1,030	

注1 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業及びロボット製造業を除く。

全国特定最低賃金決定状況一覧(電気機械器具)

	都道府県名	ランク	6年度					7年度					備考	
			時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域		
1	大阪	A	1,127	59	5.52	101.2	1,114	1,197	70	6.21	101.7	1,177		
2	千葉		1,105	50	4.74	102.7	1,076	1,169	64	5.79	102.5	1,140		
3	埼玉		1,105	50	4.74	96.8	1,141	1,168	63	5.70	102.4	1,141		
4	東京		-	-	-	-	1,163	-	-	-	-	1,226	精密機器を含む	
5	愛知		-	-	-	-	1,077	-	-	-	-	1,140		
6	神奈川		-	-	-	-	1,162	-	-	-	-	1,125		
7	福岡	B	1,071	52	5.10	108.0	992	1,137	66	6.16	107.6	1,057		
8	京都		1,074	49	4.78	101.5	1,058	1,136	62	5.77	101.2	1,122		
9	群馬		1,056	50	4.97	99.3	1,063	1,120	64	6.06	105.4	1,063		
10	兵庫		1,053	51	5.09	100.1	1,052	1,117	64	6.08	100.1	1,116		
11	北海道		1,049	52	5.22	97.6	1,075	1,116	67	6.39	103.8	1,075		
12	広島		1,045	50	5.03	102.5	1,020	1,110	65	6.22	102.3	1,085		
13	愛媛		1,038	51	5.17	108.6	956	1,107	69	6.65	107.2	1,033		
14	滋賀		1,050	47	4.69	103.2	1,017	1,105	55	5.24	102.3	1,080	精密機器を含む	
15	栃木		1,056	48	4.76	98.9	1,068	1,105	49	4.64	103.5	1,068		
16	徳島		1,038	55	5.60	105.9	980	1,105	67	6.45	105.6	1,046		
17	山梨		1,047	50	5.02	106.0	988	1,100	53	5.06	104.6	1,052		
18	長野		1,032	49	4.98	103.4	998	1,095	63	6.10	103.2	1,061	精密機器を含む	
19	岡山		1,025	51	5.24	104.4	982	1,090	65	6.34	104.1	1,047		
20	香川		1,030	48	4.89	106.2	970	1,090	60	5.83	105.2	1,036		
21	宮城		1,012	53	5.53	97.5	1,038	1,077	65	6.42	103.8	1,038		
22	石川		1,008	45	4.67	102.4	984	1,064	56	5.56	100.9	1,054		
23	島根		987	58	6.24	102.6	962	1,058	71	7.19	102.4	1,033		
24	静岡		1,042	45	4.51	100.8	1,034	-	-	-	-	1,097		
25	三重		1,031	44	4.46	100.8	1,023	-	-	-	-	1,087		
26	岐阜		-	-	-	-	1,001	-	-	-	-	1,065		
27	富山		1,002	51	5.36	100.4	998	-	-	-	-	1,062		
28	福井		-	-	-	-	984	-	-	-	-	1,053		
29	奈良		-	-	-	-	986	-	-	-	-	1,051		
30	新潟		-	-	-	-	985	-	-	-	-	1,050		
31	山口		1,032	46	4.67	105.4	979	-	-	-	-	1,043		
32	福島		-	-	-	-	1,033	-	-	-	-	1,033		
33	茨城		1,052	50	4.99	104.7	1,005	-	-	-	-	1,005	精密機器を含む	
34	大分		C	996	55	5.84	104.4	954	1,066	70	7.03	103.0	1,035	
35	熊本			996	56	5.96	104.6	952	1,063	67	6.73	102.8	1,034	
36	山形			996	51	5.40	96.5	1,032	1,055	59	5.92	102.2	1,032	
37	青森			968	41	4.42	94.1	1,029	1,045	77	7.95	101.6	1,029	
38	岩手			975	58	6.32	94.6	1,031	1,039	64	6.56	100.8	1,031	
39	秋田			958	28	3.01	92.9	1,031	1,032	74	7.72	100.1	1,031	
40	長崎	-		-	-	-	953	-	-	-	-	1,031		
41	佐賀	996		53	5.62	104.2	956	-	-	-	-	1,030		
42	鳥取	963		57	6.29	100.6	957	-	-	-	-	1,030		
43	鹿児島	-		-	-	-	953	-	-	-	-	1,026		
44	高知	-		-	-	-	952	-	-	-	-	1,023		
45	宮崎	-		-	-	-	952	-	-	-	-	1,023		

全国特定最低賃金決定状況一覧(窯業・土石製品製造業関係)

	都道府県名	ランク	6年度					7年度				
			時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域
1	三重	B	-	-	-	-	1,023	-	-	-	-	1,087
2	滋賀		1,046	46	4.60	102.9	1,017	1,099	53	5.07	101.8	1,080
3	岡山		1,026	46	4.69	104.5	982	1,074	48	4.68	102.6	1,047
4	佐賀	C	957	56	6.22	100.1	956	-	-	-	-	1,030

2026年3月6日

佐賀労働局長 城 寿克 様

UAゼンセン佐賀県支部
支 部 長 近藤 三千代

電機連合電機佐賀地域協議会
議 長 古賀 敬宏

セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部
執行委員長 宮城 忠範

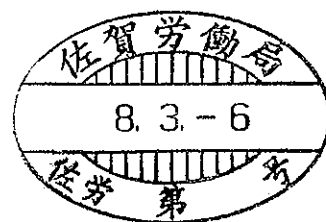
2026年特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について

佐賀県における現行の特定（産業別）最低賃金3業種について、下記の通り賃金改定の意向表明を行います。

金額改定を申し出る主たる理由は、産業別の一般労働者賃金と最低賃金格差が大きいこと、2026春季生活闘争で一般労働者の賃上げ要求書が提出され、賃金改善が行われる状況にあることです。

記

1. 佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金
申出者 UAゼンセン佐賀県支部
支 部 長 近藤 三千代
2. 佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金
申出者 電機連合電機佐賀地域協議会
議 長 古賀 敬宏
3. 佐賀県陶磁器・同関連製品製造業
申出者 セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部
執行委員長 宮城 忠範
4. 佐賀県各種商品小売業最低賃金
申出者 UAゼンセン佐賀県支部
支 部 長 近藤 三千代



以 上

2026年特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明者連絡先

1. 佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金

申出者事務局

〒840-0804 佐賀市神野東4丁目7番3号

連合佐賀

担当者 東島 美香（副事務局長）

電話 0952-33-3705 FAX0952-33-2805

2. 佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金

申出者事務局

〒840-0804 佐賀市神野東4丁目7番3号

連合佐賀

担当者 矢ヶ部 教馬（副事務局長）

電話 0952-33-3705 FAX0952-33-2805

3. 佐賀県陶磁器・同関連製品製造業

申出者事務局

〒844-0018 西松浦郡有田町本町丙 1137

セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部

担当者 宮城 忠範（委員長）

電話 0955-42-2448 FAX0955-42-2792

4. 佐賀県各種商品小売業最低賃金

申出者事務局

〒840-0804 佐賀市神野東4丁目7番3号

連合佐賀

担当者 東島 美香（副事務局長）

電話 0952-33-3705 FAX0952-33-2805

日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定) > 卸売業、小売業

大分類

すべて表示 (分類を集約しないで一覧表示します)

分類コード	
50	各種商品卸売業 (2)
51	繊維・衣服等卸売業 (4)
52	飲食品卸売業 (3)
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (7)
54	機械器具卸売業 (5)
55	その他の卸売業 (5)
56	各種商品小売業 (8)
57	織物・衣服・身の回り品小売業 (6)
58	飲食品小売業 (8)
59	機械器具小売業 (4)
60	その他の小売業 (10)
61	無店舗小売業 (4)

中分類

分類コード	項目名
560	管理、補助的経済活動を行う事業所 (56各種商品小売業) (3)
561	百貨店 (1)
562	総合スーパーマーケット (1)
563	コンビニエンスストア (1)
564	ドラッグストア (1)
565	ホームセンター (1)
566	均一価格店 (1)
569	その他の各種商品小売業 (1)

小分類

◆ 特定最低賃金とは

特定最低賃金(最低賃金法第15条から第19条)

- 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
※ 全国で、224件設定されている
※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域(都道府県)の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ(法第16条)

＜特定最低賃金の規定例＞

名称：宮城県自動車小売業最低賃金(抄)

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(中略)を営む使用者

適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間1,036円(※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定)

0

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ 企業内の賃金水準を設定する際の <u>労使の取組を補完するもの</u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者:当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者(基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。)	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 ○ 新設、改廃は <u>労使のイニシアティブによる</u>	○ 行政機関に決定を義務付け(全国各地域について必ず決定されなければならない)
効力	○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反(30万円以下の罰金) ○ <u>民事的な効力</u> (最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)	○ 刑事的な効力(50万円以下の罰金) ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力(同左)

◆ 特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件

- ① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること
- ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

改正・廃止する場合の申出の要件

- ① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること
- ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件

- 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)

改正・廃止する場合の申出の要件

- 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

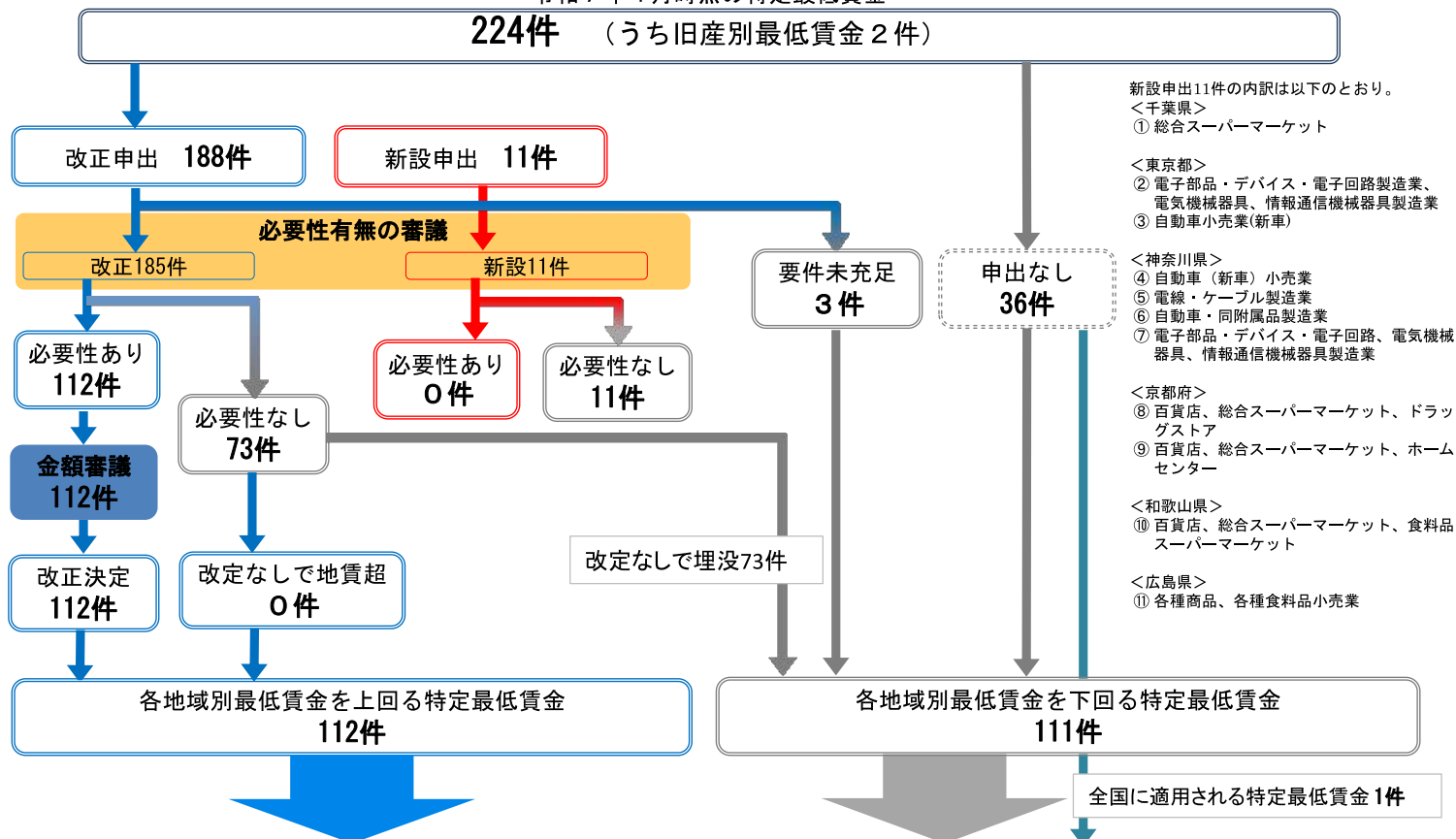
なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1/3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和7年4月時点の特定最低賃金

224件 (うち旧産別最低賃金2件)



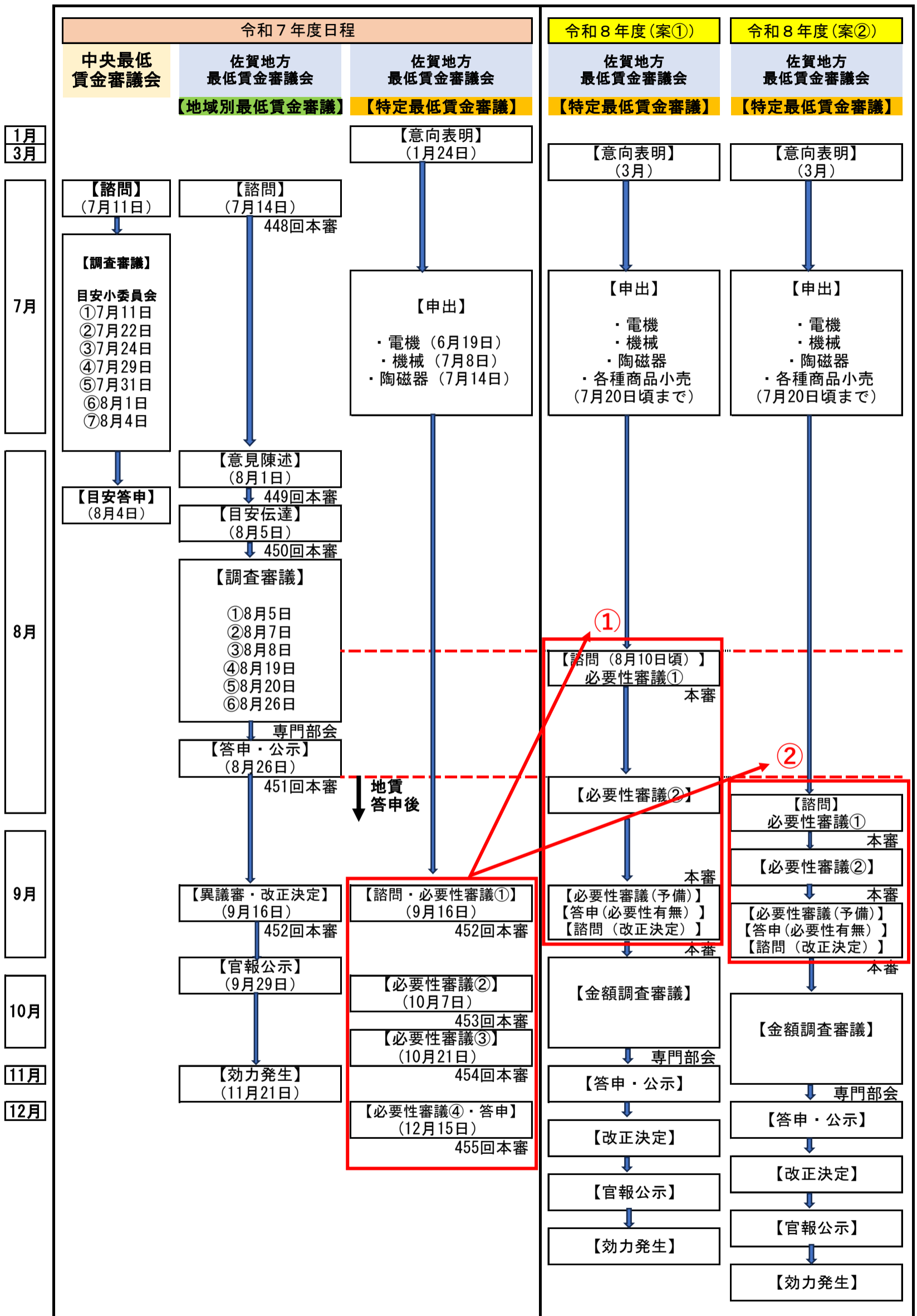
新設申出11件の内訳は以下のとおり。

- <千葉県>
 - ① 総合スーパーマーケット
- <東京都>
 - ② 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - ③ 自動車小売業(新車)
- <神奈川県>
 - ④ 自動車(新車)小売業
 - ⑤ 電線・ケーブル製造業
 - ⑥ 自動車・同附属品製造業
 - ⑦ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- <京都府>
 - ⑧ 百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア
 - ⑨ 百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター
- <和歌山県>
 - ⑩ 百貨店、総合スーパーマーケット、食品スーパーマーケット
- <広島県>
 - ⑪ 各種商品、各種食品小売業

令和8年3月末日時点の特定最低賃金

224件 (うち旧産別最低賃金2件)

日程（案）



佐賀地方最低賃金審議会及び佐賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程
の一部改正について(案)

(改正の趣旨)

国の書面、押印、対面手続きの見直し方針に基づき、佐賀地方最低賃金審議会独自の取扱いである本審及び専門部会の議事録への署名を省略する旨の改正を行うものである。(下線部が改正部分)

(佐賀地方最低賃金審議会運営規程)

(改正案)	(現行)
第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録は会長及び会長が指名した委員2名が <u>確認</u> するものとする。 2、3(略)	第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2名が <u>署名</u> するものとする。 2、3(略)
[附 則] この規程は、平成 13 年7月 12 日 <u>から</u> 施行する。 この規程は、令和3年7月 21 日 <u>から</u> 施行する。 <u>この規程は、令和8年3月23日から施行する。</u>	[附 則] この規程は、平成 13 年7月 12 日 <u>より</u> 施行する。 この規程は、令和3年 7 月 21 日 <u>より</u> 施行する。

(佐賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程)

(改正案)	(現行)
第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録は会長及び会長が指名した委員 2 名が <u>確認</u> するものとする。 2、3(略)	第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員 2名が <u>署名</u> するものとする。 2、3(略)
[附 則] この規程は、平成 13 年7月 12 日 <u>から</u> 施行する。 この規程は、令和3年7月 21 日 <u>から</u> 施行する。 <u>この規程は、令和8年3月23日から施行する。</u>	[附 則] この規程は、平成 13 年7月 12 日 <u>より</u> 施行する。 この規程は、令和3年 7 月 21 日 <u>より</u> 施行する。

佐賀地方最低賃金審議会運営規程(案)

〔規程の目的〕

第1条 佐賀地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

〔会議の招集〕

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか佐賀労働局長又は5人以上の委員、若しくは労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項により佐賀労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに会長に、通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、佐賀労働局長に通知するものとする。

〔小委員会〕

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

〔委員の欠席〕

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に通知しなければならない。

〔会議の議事〕

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長に許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

〔会議の公開〕

第6条 会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

〔議事録及び議事要旨〕

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指

名した委員2名が確認署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

〔意見及び建議の提出〕

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、議決書及び答弁書を佐賀労働局長に提出するものとする。

〔規程の改廃〕

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

〔附 則〕 この規程は、平成13年7月12日 からより 施行する。

この規程は、令和3年7月21日 からより 施行する。

この規程は、令和8年3月23日から施行する。

佐賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程 (案)

〔規程の目的〕

第1条 佐賀地方最低賃金審議会に設置する佐賀地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

〔構成〕

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

〔会議の招集〕

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、佐賀労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項により佐賀労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに佐賀労働局長に通知するものとする。

〔委員の欠席〕

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

〔会議の議事〕

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長に許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

〔会議の公開〕

第6条 会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

〔議事録及び議事要旨〕

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2名が確認署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

〔報告〕

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

〔専門部会の廃止〕

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

〔雑則〕

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

〔規程の改廃〕

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

〔附 則〕 この規程は、平成13年7月31日からより施行する。

この規程は、令和3年7月21日からより施行する。

この規程は、令和8年3月23日から施行する。

最賃改定に係る影響率の比較（復元方法別）

（単位：％）

令和7年度	地域別最賃	特定最賃（産業別）		
	佐賀県最賃	一般機械	電気機械	陶磁器
最低賃金額	1,030円	-	-	-
事業所数復元（a）	35.2	4.0	10.7	28.6
労働者数復元（b）	35.1	4.0	12.1	28.3
差（a-b）	0.1	0.0	-1.4	0.3

令和6年度	地域別最賃	特定最賃（産業別）		
	佐賀県最賃	一般機械	電気機械	陶磁器
最低賃金額	956円	1,010円	996円	957円
事業所数復元（a）	24.6	4.6	14.3	23.8
労働者数復元（b）	24.3	4.4	12.9	24.2
差（a-b）	0.3	0.2	1.4	-0.4

令和5年度	地域別最賃	特定最賃（産業別）		
	佐賀県最賃	一般機械	電気機械	陶磁器
最低賃金額	900円	974円	943円	901円
事業所数復元（a）	19.4	6.6	13.0	19.6
労働者数復元（b）	19.0	6.9	11.3	20.4
差（a-b）	0.4	-0.3	1.7	-0.8

基礎調査における労働者数の復元について

①復元方法を「事業所数」とした場合（奈良、高知、佐賀で採用）

$$\text{復元倍率} = \text{母集団事業所数} \div \text{標本事業所数} \times \text{当該事業所の労働者数} \div \text{当該事業所の有効回答労働者数} \times 2 \quad (\text{※2})$$

(標本労働者数)

②復元方法を「労働者数」とした場合（奈良、高知、佐賀以外で採用）

$$\text{復元倍率} = \text{母集団労働者数} \div \text{標本労働者数} \quad (\text{※1})$$

※1 経済センサスの調査に反映されている事業所数及び労働者数。
 ※2 基礎調査では、労働者数が30人以上100人未満の場合は2分の1、100人以上の場合は5分の1を事業所内で選んで回答することとしており、青の式はそれを補正するためのもの。

【労働者数の復元例】

事業所番号	産業区分	有効回答労働者数	母集団労働者	復元倍率	復元後の労働者数
1	製造業	40	9000	100	4000
2	製造業	20			2000
3	製造業	30			3000
4	鉄鋼業	50	240	3	150
5	鉄鋼業	30			90

注1 基礎調査の調査対象は、製造業及び情報通信業が100人未満、それ以外の産業分類は30人未満。

注2 基礎調査の対象は100人未満であるが、特定最賃の適用事業場については、調査時の労働者数が100人以上いる場合でも回答し集計を行っている。

令和7年8月26日

佐賀労働局長
城 寿克 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会 長 甲斐 今日子

佐賀県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け佐労発基 0714 第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

今年度の改定額は、県内企業を取り巻く経営環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しさを増していることは当審議会としても認識しているところである。

一方で、消費者物価とりわけ食料をはじめとする生活必需品の高騰により、佐賀県最低賃金額に近い賃金水準の労働者の生活は一層厳しくなっていることが考えられ、セーフティネットとしての最低賃金の意義を強く意識して審議し、この結論に達したものであることを報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月17日発効の佐賀県最低賃金（時間額956円）は令和5年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保できるよう、収益力改善や賃上げ原資の確保を図るため、政府等において諸対策の実施・検討を行うこと等を当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 業務改善助成金等の国及び県の助成金制度についてはその活用について、広く周知に取り組むとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者の利用が進み、賃金の引上げに結びつくよう、より一層丁寧な対応を図ること。
- 2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を図ること。

以上

令和7年度地域別最低賃金額及び業務改善助成金の周知・広報の実施結果等の報告

(佐賀)

局

1 広報活動実績（入力欄）

(1)①広報誌による広報		自治体数（件）		(1)②HPによる広報		自治体数（件）	
広報誌の発行数	都道府県	1		HPの開設数	都道府県	1	
	市区町村	20			市区町村	20	
広報誌への広報依頼結果			HPへの広報依頼結果		広報誌又はHPに掲載がなされたもの		
	依頼（件）	掲載（件）	依頼（件）	掲載（件）	掲載（件）		
（都道府県）地域別最低賃金	1	1	1	1	1		
（都道府県）特定最低賃金	1	1	1	1	1		
（都道府県）業務改善助成金	1	0	1	1	1		
（市区町村）地域別最低賃金	20	10	20	20	20		
（市区町村）特定最低賃金	20	2	20	3	5		
（市区町村）業務改善助成金	20	0	20	9	9		
労働基準協会等							
地域別最低賃金	4	4					
特定最低賃金	4	3					
業務改善助成金	4	4					
労働団体							
地域別最低賃金	6	1					
特定最低賃金	6	0					
使用者団体							
地域別最低賃金	137	9					
特定最低賃金	137	0					
業務改善助成金	137	4					
教育機関等							
地域別最低賃金	14	0					
特定最低賃金	14	0					
その他							
地域別最低賃金	356	6					
特定最低賃金	356	0					
業務改善助成金	356	1					
(2)新聞、テレビ、ラジオによる広報	依頼の有無	掲載の有無					
新聞（全国紙）	0	0					
新聞（地方紙）	0	0					
テレビ	1	1					
ラジオ	0	0					
(3)求人情報誌による広報	依頼（件）	掲載（件）					
	8	2					
(4)①ポスター等による広報（本省作成分）	ポスター配付先数	ポスター配付枚数	最低賃金改定リーフレット等配付先数	最低賃金リーフレット等配付数	業務改善助成金リーフレット配付先数	業務改善助成金リーフレット配付数	
国の行政機関	34	108	34	2521	34	34	
地方公共団体	55	195	55	1220	55	55	
労働基準協会等	4	12	4	422	4	4	
使用者団体又は労働団体	145	172	145	2596	145	145	
派遣元事業主	0	0	64	64	64	64	
教育機関等（専修学校・高校）	6	6	6	60	6	6	
教育機関等（高専・大学）	8	9	8	80	8	8	
教育機関等（上記以外）	0	0	0	0	0	0	
民営職業紹介所	0	0	83	83	83	83	
減額特例許可事業場	0	0	46	46	46	46	
過去5年間の最賃重点監督における違反事業場	0	0	75	75	75	75	
その他	356	380	794	4301	794	794	
(4)②ポスター等による広報（独自作成分）	作成の有無	主体					
ポスター	0	-					
リーフレット	1	1					
その他	1	1					
(5)労働局HPによる広報	有無						
トップ画面への掲載	1						
本省HP及び特設サイトとのリンク	1						
(6)集団指導（局・署）による広報	回数等						
回数	62						
参加人数	2212						
事業場数	1458						

令和7年度 業務改善助成金交付決定実績

令和8年2月末現在

(1) 業務改善助成金決定状況

年度	交付決定件数	交付金額
平成27年度	9件	8,483,000 円
平成28年度	18件	17,433,000 円
平成29年度	14件	20,363,000 円
平成30年度	17件	11,510,000 円
平成31年度	12件	7,414,000 円
令和2年度	17件	14,493,000 円
令和3年度	38件	35,923,000 円
令和4年度	32件	27,144,000 円
令和5年度	213件	269,500,000 円
令和6年度	209件	283,210,000 円
令和7年度	203件	320,907,000 円

(2) 令和7年度 業務改善助成金交付決定状況(産業分類)

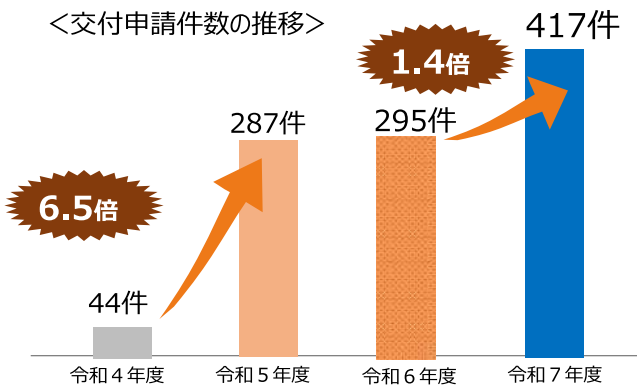
産業分類		事業所数	産業分類		事業所数
M	宿泊業・飲食サービス業	45	A	農業・林業	10
E	製造業	28	G	情報通信業	1
P	医療・福祉	36	D	建設業	17
I	卸売業・小売業	40	H	運輸業・郵送業	1
N	生活関連サービス業・娯楽業	8	R	サービス業・他に分類されないもの	13
L	学術研究・専門・技術サービス業	4	計		203

賃金引き上げの支援策（佐賀労働局）

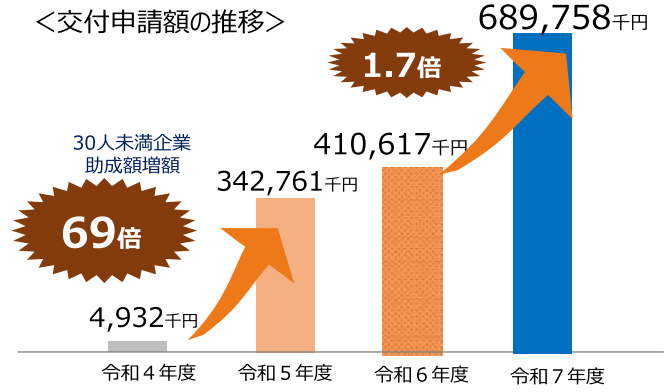
業務改善助成金 ※令和7年度申請はR7/11/20で受付終了

事業場内最低賃金引き上げを支援

<交付申請件数の推移>



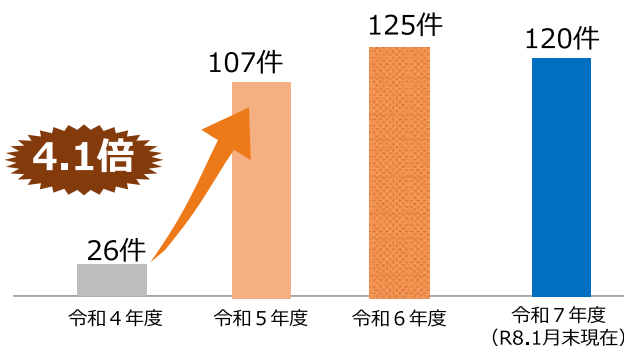
<交付申請額の推移>



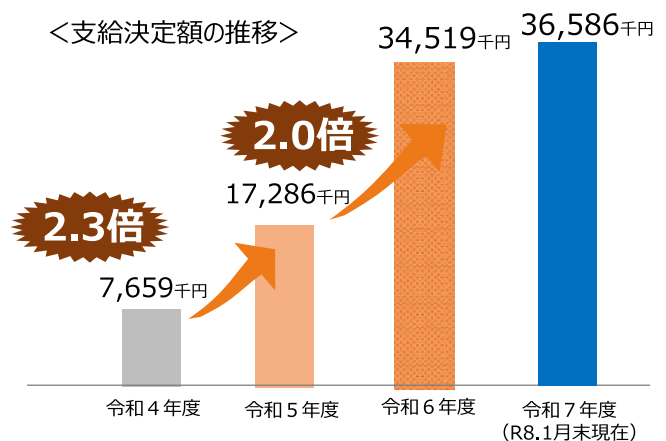
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規労働者の賃上げを支援

<計画届提出件数の推移>



<支給決定額の推移>



1

信用金庫 × 佐賀労働局で企業と地域の活性化！（信用組合）

国の助成金制度と連携し事業者の成長を後押ししませんか。

中小企業・小規模事業者



生産性向上
賃金引き上げ

- ・省力化投資・コスト低減に向けた提案
- ・地域事業者との関係強化

- ・業務改善助成金
- ・キャリアアップ助成金※1
- ・働き方改革推進支援助成金
- ・人材開発支援助成金
- ・人材確保等支援助成金※2

※1. 賃金規定等改定コース
※2. 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

信用金庫
(信用組合)

佐賀
労働局

- ・各種支援施策情報をパッケージで紹介
- ・助成金による事業成長事例を共有・紹介

令和8年度当初予算案 21億円（15億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 352億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

【見直し内容】

- ・助成率の区分を見直し、4コース制（30円,45円,60円,90円）の賃金の賃金引上げ額を3コース制（50円,70円,90円）に再編
- ・募集時期を令和8年9月1日から令和8年度地域別最低賃金の発効日の前日まで又は同年11月末日までのいずれか早い日に重点化
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から、事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充

【助成上限額】

（単位：万円）

引き上げる労働者数	引上げ額		
	50円	70円	90円
1人	30(40)	40(50)	90(100)
2～3人	40(70)	50(100)	150(240)
4～5人	70	130	270
6～7人	90	180	360
8人以上	110	230	450
10人以上（※）	130	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用
 ※2 「引上げ額」欄の（ ）は事業場規模30人未満

【助成率】

事業場内最低賃金 1,050円未満	事業場内最低賃金 1,050円以上
4/5	3/4

3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局）



中小企業等

4 事業実績

◆ 支給件数：17,616件

※ 令和6年度実績

3

【参考】令和8年度当初予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部＝R8当初予算案における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【21億円】

拡充

※令和7年度補正予算額352億円

最低賃金の引上げに対応するため、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

- 助成率の区分を見直し、賃金引上げ額を3コース制に再編、募集時期の重点化、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充

働き方改革推進支援助成金 【101億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成

- 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充

人材開発支援助成金（人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスキリング支援コース） 【533億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成

- 事業展開等リスキリング支援コースにつき、訓練修了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に助成（中小企業のみ対象）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

拡充

【18億円】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

- 対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、①雇用環境を整備し対象労働者の賃金を7%以上増加させた場合の加算、②雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

非正規雇用労働者の処遇改善

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

拡充

【554億円】

- ①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成
- 正社員化コースにつき、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース） 【9.5億円】

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇い入れたうえで、賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させた事業主に助成

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース） 【10億円】

拡充

- 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成
- 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成するほか、生産性の向上や会社全体の賃金の底上げに取り組む場合に加算措置を実施

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース） 【1億円】

在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行うとともに、出向復帰後の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合に、出向元事業主及び出向先事業主に対し助成

佐賀型賃金UP支援補助金 第5弾まで

R5.10月～ 第1弾 **204** 事業者が活用
 小規模事業者の生産性向上の取組を支援
 対象を拡大

R6.3月～ 第2弾 **640** 事業者が活用
 中小・小規模事業者の生産性向上の取組を支援
 従業員がいない事業者向けの支援
 賃上げ要件を見直し

R6.10月～ 第3弾 **195** 事業者が活用
 賃上げ要件を3%から5%に見直し、**より賃上げに積極的な事業者**を支援
 補助率、上限額を見直し

R7.3月～ 第4弾 **181** 事業者が活用
 賃金を10%以上引き上げた事業者は
補助率、上限額UP

R7.10月～ 第5弾 **226** 事業者が活用
 最低賃金の大幅上昇(956円→1,030円)を受けて実施
第4弾で採択されなかった事業者も対象

第1弾～第5弾まで

のべ **1,446** 事業者が活用

企業から喜びの声

賃上げ時期に応じて県が支援を実施してくれて助かる

資金的な余裕がなく後回しにしていた設備投資に着手するきっかけになり助かった

事業者のニーズ(生産性向上、販路開拓、売上拡大など)に合わせて活用できて助かる

専門家派遣でのアドバイスに従い業務を見直し、残業時間を減らすことができた

生産性向上による



豊かさの連鎖へ 5

佐賀県業務改善サポート補助金 新規

R7.5月～ 国の業務改善補助金の企業負担分を支援 **実質負担なし!**

物価高騰対策 切れ目なく支援 (11月追加補正・2月補正・当初予算)

→重点支援地方交付金134億円のうち、**116億円(61事業)**を措置

物価高騰対策関係予算

交付金総額	134億円
支援額	116億円
▶11追補	21億円
▶2補	87億円
▶当初	8億円

きめ細やかに網羅的に

県民の痛みに寄り添い、
一つ一つ丁寧に、幅広い分野を支援

今を支え、未来を拓く

「止血的な支援」に加え、
将来を見据えた投資や賃上げ、
人材確保の好循環につながるよう支援

佐賀ならではの支援

CSOと連携する
“佐賀ならではの仕組み”で、
国の支援が行き届かないところに支援

生活者支援
(21億円)



事業者支援
(71億円)



福祉支援
(22億円)



文化・スポーツ支援
(2億円)



事業者支援（産業・観光）

物価高騰対策関係

将来を見据え、生産性の向上、賃上げの推進、販路の拡大などを支援

第6弾！NEXT 賃金UPプロジェクト

▶持続的な賃上げ実現に向けた過去最大規模の事業者支援

中小企業向け 生産性向上を支援

▶10%以上の賃上げで
既存設備のメンテナンス
も対象に

拡充

賃上げ率で
補助率最大
3/4

国の業務改善助成金に上乗せ支援

▶企業の自己負担分への
県の上乗せ支援を確実に実施
するために措置

国+県
補助率
10/10

賃金UP支援チーム

関係機関が結集し、
申請事務のサポート
課題解決に向けた支援 などを実施

従業員がいない事業者にも

生産性向上を支援

補助率
2/3

新規 <観光誘客促進>

オンライン予約サイトと連携した誘客促進

県内旅行者

個人旅行割合の増加を踏まえ、**オンライン予約サイト**
と連携した**誘客プロモーション**を実施。
・県内宿泊クーポン発行(上限5千円) など

バス旅行商品の造成支援

旅行会社 (ツアー造成支援)

バス旅行での県内周遊を促進

<将来に向けた設備投資・販路開拓などを支援>

継続

物価高騰の中でも **成長への投資を支援**

製造業

<NEXT佐賀ものづくり投資促進事業(第3弾)>

▶生産性向上や新分野進出等への設備投資を支援。



製造ラインの自動化など

新規

佐賀の **伝統産業の競争力強化** を支援

事業者

設備投資・補修などの支援

5事業者以上のグループ

国内外の販路拡大、新商品開発支援



酒米・陶土
購入支援も継続

物流の効率化を強力に後押し 施設整備等支援(第4弾)

▶物流業を支える **自動車整備事業者** を補助対象に追加

拡充

物流事業者
自動車整備事業者

効率化、人材確保のため
の
施設設備整備等を支援

個人

宅配ボックス設置を補助



電動リフト

Copyright © 2026 Saga Prefecture. All Rights Reserved.

収益UP 賃上げ 設備投資

の好循環を県内に広める

機運を高める広報も!

県内中小企業の現場では

円安

エネルギー
価格高騰

原材料高

人件費
上昇

しかし

製造業 約3割

非製造業 約4割

が

コスト上昇分の20%未満しか
価格転嫁できていない

事業者の価格転嫁を強力に推進するため

価格転嫁伴走支援プロジェクト

価格交渉を進めるには

現状把握・分析
原価計算
交渉術(タイミング)
などが必要

- ①専門家による伴走支援 (交渉にも同席)
- ②価格交渉スキル向上のためのセミナー開催
- ③業種別ワークショップ開催

○専門家派遣
→現在約130の事業者に
伴走支援中!(受付中)

○スキルアップセミナー開催
(R7.7~8月開催 計8回 64名受講)
○業種別ワークショップ開催
(R7.9~R8.1月開催 計8回 21名受講)



価格転嫁円滑化連携協定を締結

価格転嫁の円滑化に関する連携協定締結式



佐賀労働局

九州運輸局 商工団体

佐賀県

九州経済産業局 トラック協会

連合佐賀

全 **13** 機関 が連携し

企業の価格転嫁への機運を高める

令和7年度事業効果

(BtoB)
製造業などでの
全額又は一部で**価格転嫁**

(BtoC)
飲食店などでの
販売価格の改定

専門家を派遣した企業の
**7割以上で
価格転嫁が
進展!!**

(R8年1月末時点)

佐賀県独自の取組により
価格転嫁を引き続き推し進めていきます

中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策等について

1

令和7年度補正予算（中小企業・小規模事業者等賃上げ支援関連）

- **物価上昇を上回る賃上げ実現のためには、中小企業等の営業利益を高め、賃上げ余力を確保することが必要。**
- 令和7年度補正予算は総額8,364億円。**既存基金の活用を含め1兆円を上回る規模の中小企業等対策を実施。**
- 積極的な設備投資のほか、**全都道府県に生産性向上センターを設立。専門家の伴走による経営支援など、中小企業等の生産性向上や省力化等をプッシュ型で支援する体制を強化。**
- **取適法や振興法が1月施行。価格交渉の徹底、取引Gメンによる実態調査等**によって、中小企業等の**価格転嫁・取引適正化をさらに徹底。**
- **重点支援地方交付金を拡充し、推奨メニューに「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」を追加。**

1. 生産性向上・省力化投資支援

- **生産性向上の支援（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】**
 - － 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施
- **革新的製品等開発や新事業進出支援【既存基金の活用（1,200億円規模）】**
 - － 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- **省力化投資支援【既存基金の活用（1,800億円規模）】**
 - － 従業員規模ごとの補助上限額の見直しなど、業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえた省力化投資の推進

2. 伴走支援

- **プッシュ型による伴走支援の体制強化等【376億円の内数】**
 - － 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（**生産性向上支援センター含む**）、活性協、承継センター等）の体制強化
 - － 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
 - － 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

3. 成長投資支援

- **中小企業成長加速化補助金の拡充【3,400億円の内数】**
 - － 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施
- **大規模成長投資支援【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】**
 - － 中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

4. 取引適正化

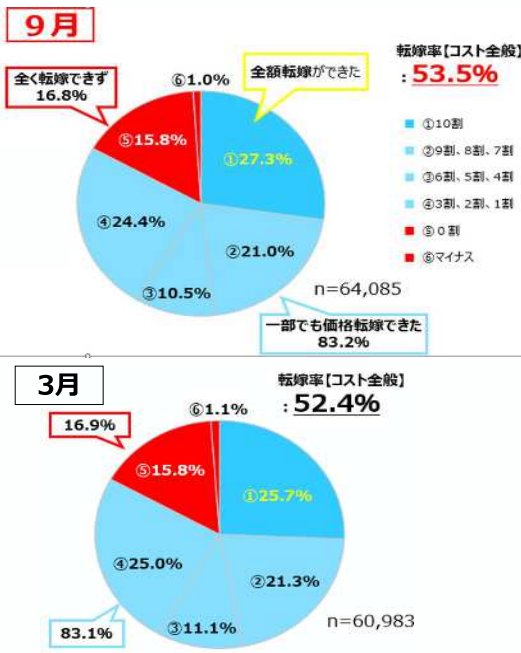
- **官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底【7.6億円】**
 - － 2026年1月施行の**中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法**の周知徹底と厳正な執行
 - － **取引Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等**による発注者への指導等の徹底
 - － 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

※重点支援地方交付金

- **推奨事業メニュー【2.0兆円】**
 - － **中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備（追加）** 経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援（出所）中小企業庁資料を当局加工

価格転嫁の状況

- 価格転嫁の状況はほぼ横ばい。引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。



【サービス業（生活関連）】 適正価格と顧客満足度の両立	【運送業】 収益向上に向けた価格転嫁と組織改革
【課題】 ・競争を意識した低価格戦略の継続により営業損失 ・提供価格の算出方法が不明で値上げの決断できない ・顧客満足度が「低価格」に依存 ・看護師としての知識、心理カウンセリング技術、リンパドレナージュ専門性などの強みを十分に活かしていない	【課題】 ・原価管理が不十分 ・赤字受注の把握不足 ・人員配置や教育体制が未整備ビジョンや利益目標が不明確
【取組内容・ポイント】 ・ よるず支援拠点による伴走支援 ・ 価格構造の理解と原価算出方法の習得 ・オプションサービスと事業方向性の再検討	【取組内容・ポイント】 ・ よるず支援拠点による伴走支援 ・ 原価管理と経営課題の明確化 ・中長期計画策定と利益目標設定による経営基盤強化
【効果】 ・サービス提供価格の適正化により利益体質へ転換 ・施術時間を90分から60分に短縮し、品質維持したまま実質1.5倍の価格転嫁を実現 ・オプションサービス追加で顧客満足度が向上 ・設備投資の必要性が明確化し、補助金申請を進めるなど成長戦略が具体化	【効果】 ・原価管理の見える化で交渉時の根拠を整備 ・価格交渉の視点が広がり、組織・人材育成の方向性が明確化 ・中長期計画と利益目標の設定により経営基盤を強化 ・日常的に原価を把握し、いつでも交渉できる体制が定着



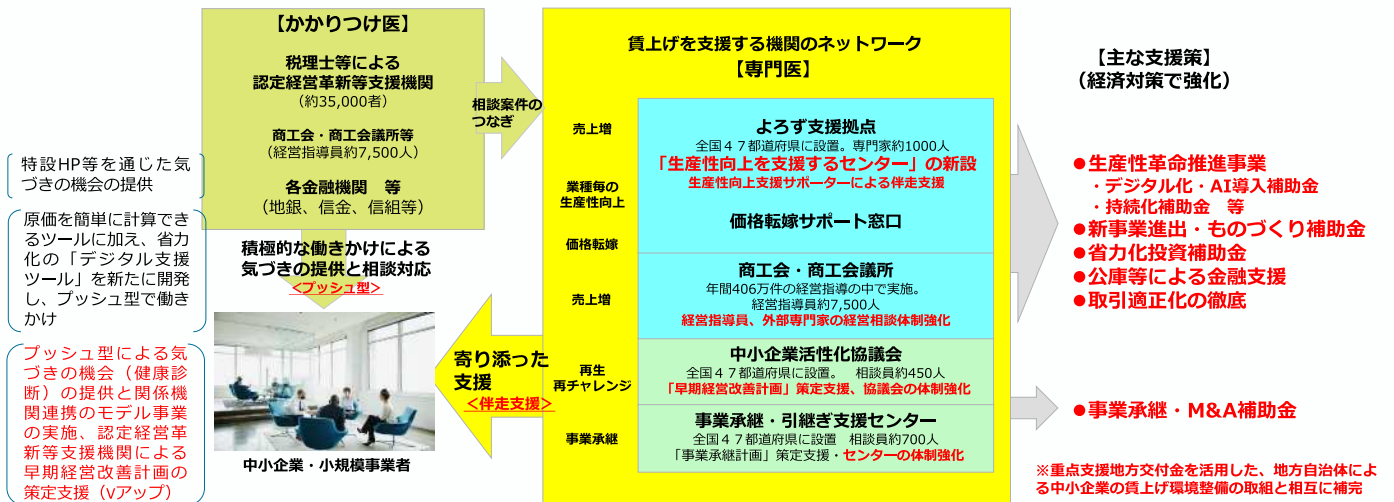
価格転嫁検討ツール

仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費等のコスト増加分を価格に反映させたい中小企業・小規模事業者の皆様が商品別（取引先別）の収支状況も確認しながら、**目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツール**が独立行政法人中小企業基盤整備機構から提供されています。

3

（参考）徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化

- 賃上げを実現しようとする事業者に対して、1) 「かかりつけ医」である金融機関、支援機関側の積極的な働きかけ（プッシュ型）により稼ぐ力を高める方法について、気づきの機会を提供し、2) 「専門医」による寄り添った支援（伴走支援）を拡大。
- 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化を行うことを経済対策で決定（赤字部分を経済対策に盛り込み）。



（参考）経済対策の該当箇所
 今般の米国関税措置や事業環境の変化を踏まえ、プッシュ型による伴走支援体制を強化する。よるず支援拠点に生産性向上支援センター（仮称）を設置するほか、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関の体制強化を行うとともに、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出する。これらにより、企業の成長や生産性向上への気付きを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の賃上げを実現するサポート体制を整備する。

4

(参考) 賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ

- 中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた価格転嫁・取引適正化や省力化・生産性向上を、各省庁・所管業界において進めるため、佐藤官房副長官がトップの関係局長等によるワーキンググループを開催。

概要

- 開催日時：2025年12月22日（月）16:30～17:00
 - 開催場所：首相官邸 2階小ホール
 - 出席者：内閣官房副長官（参）、内閣官房副長官補（内政）、成長戦略本部事務局長代理、中小企業庁長官、公正取引委員会経済取引局長、財務省主計局次長、総務省自治行政局長及び各省庁の事業所管担当局長。
- ※本WGは、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」を改組し、「省力化投資プランの策定と実行のための関係府省庁連絡会議」及び「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」の議論を引き継ぐ形で設置。

内容

- 各省庁・各業界の価格転嫁・取引適正化の取組の進捗報告
- 下請法の執行状況、取適法の執行準備状況の報告
- 労務費転嫁指針の改正
- 官公需における価格転嫁の取組徹底
- 省力化投資促進プランの対象業種への警備業の追加

佐藤官房副長官より、各省庁に対して、所管業界や官公需における価格転嫁・取引適正化の更なる推進とフォローアップを行うこと、省力化投資の着実な実行等について指示。

5

(参考) 佐藤内閣官房副長官からの指示事項（1 / 2）

I. 価格転嫁・取引適正化

1. 各事業所管省庁から業界団体への要請

- これまでに要請した事項の取組状況をフォローアップすること。特に、価格転嫁を阻害する商習慣として取り組むべき課題を洗い出し、その対応を含め、自主行動計画に反映すること。
- 自主行動計画について、取適法・振興法を踏まえた改定が未実施な場合には、速やかに改定するとともに、パートナーシップ構築宣言を行う旨盛り込むこと。
- 特に、価格転嫁の状況が芳しくない、トラック運送、通信、広告、農業・林業、廃棄物処理、放送コンテンツ等においては、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導すること。
- 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接経費についても、契約の適正化を進め、価格転嫁の対象とすることを検討すること。
- 改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

2. 各事業所管省庁における取組

- 来年1月1日に施行される中小受託取引適正化法（取適法）及び受託中小企業振興法（振興法）について、引き続き所管業界へ周知徹底を行うとともに、省庁間連携による執行強化のため必要な体制を整備すること。
- 米国関税や経済動向の変化に伴い、サプライチェーン全体での取引適正化の取組が阻害されることがないよう、所管業界の取引実態を注視すること。
- 取適法の勧告を受けた事業者に対する、補助金交付や入札参加資格停止措置の検討を引き続き進めること。



各省庁に指示する佐藤内閣官房副長官
(写真中央)

6

(参考) 佐藤内閣官房副長官からの指示事項 (2 / 2)

II. 官公需における価格転嫁・取引適正化

- ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大、低入札価格調査基準の見直し、期中改定等の徹底、本府省庁等から地方支分部局等への支援など、各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた申合せを踏まえ、実施を徹底するとともに、総務省を通じて、地方公共団体での取組の徹底を図ること。
- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、事業所管省庁において主要な業種の価格基準を今年度内に策定するとともに、基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底すること。
- 総務省及び内閣府におかれては、重点支援地方交付金を活用し地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化に対応するため、推奨メニューや先事例の紹介など取組を支援すること。
- 中小企業庁におかれては、これまで中心に取り組んできた内閣官房・財務省・総務省と連携し、目標年度や定量的な目標を含む官公需における価格転嫁を徹底するための対応策について検討し、来春を目標に進捗を報告すること。
- 各省庁の政務・幹部が地方自治体の首長・幹部と面会等する機会を捉え、官公需における価格転嫁・取引適正化を要請すること。

III. 省力化投資

- 警察庁におかれては、警備業の省力化投資促進プランを着実に実行すること。
- 関係省庁におかれては、これまでに策定した省力化投資促進プランの実行を進め、その取組を次回WGで報告すること。
- 関係省庁におかれては、令和8年度から各都道府県のよろず支援拠点内に設置される「生産性向上支援センター」の体制整備や周知広報に協力すること。

これらの取組状況については、継続的にフォローアップを行い、各省庁から報告すること。

7

(参考) 各業界団体における自主行動計画の改定状況

- 令和7年12月時点で、**31業種88団体が取引適正化に関する自主行動計画を策定**。各団体において、法改正を踏まえた改定作業を順次進めている。
- 既に改定済みの団体は11団体。改定の目的がたっているのは41団体。改定の予定はあるものの、時期が未定であるのは28団体。改定の予定がない、あるいは回答が得られていないのは8団体。**引き続き、各事業所管省庁を通じ、法改正内容の自主行動計画への反映を促していく必要あり。**

改定済みの団体一覧 (11団体)

全国警備業協会 (令和7年9月)
日本インターネットプロバイダー協会 (令和7年10月7日新規策定、策定時点で法改正の内容を反映済み)
テレコムサービス協会 (令和7年10月8日新規策定、策定時点で法改正の内容を反映済み)
日本鉄道車輛工業会 (令和7年11月22日)
電子情報技術産業協会 (令和7年12月9日)
全国段ボール工業組合連合会 (令和7年12月12日、令和8年1月公開予定)
住宅生産団体連合会 (令和7年12月17日)
日本製紙連合会 (令和7年12月22日)
日本自動車工業会 (令和7年12月)
日本自動車部品工業会 (令和7年12月)
日本ボランティアチェーン協会 (改定済み、令和8年1月1日付公開予定)

改定予定 (※改定期目途あり) の団体一覧 (41団体)

日本産業機械工業会 (令和7年12月予定)
全日本トラック協会 (令和7年12月末予定)
電気通信事業者協会 (令和8年1月予定)
酒類業中央団体連絡協議会 (令和8年1月予定)
情報サービス産業協会 (令和8年1月予定)
日本外食流通協会 (令和8年1月予定)
日本繊維産業連盟 (令和8年1月予定)
日本オフィス家具協会 (令和8年1月予定)
日本分析機器工業会 (令和8年1月予定)
日本電機工業会 (令和8年1月予定)
日本航空宇宙工業会 (令和8年1月予定)
日本造船工業会 (令和8年2月予定)
日本中小型造船工業会 (令和8年2月予定)
カメラ映像機器工業会 (令和8年2月予定)
日本スーパーマーケット協会 (令和8年3月まで)
日本金属熱処理工業会 (令和8年3月まで)
日本鍛造協会 (令和8年3月まで)
日本鋳造協会 (令和8年3月まで)
日本DIY・ホームセンター協会 (令和8年3月まで)
日本金属プレス工業協会 (令和8年3月まで)
日本ハルパ工業会 (令和8年3月まで)

日本ダイカスト協会 (令和8年3月まで)
日本粉末冶金工業会 (令和8年3月まで)
日本鋳鍛鋼会 (令和8年3月まで)
日本金型工業会 (令和8年3月まで)
日本ガス石油機器工業会 (令和8年3月まで)
日本鍛圧機械工業会 (令和8年3月まで)
日本工業炉協会 (令和8年3月まで)
日本建材・住宅設備産業協会 (令和8年3月予定)
日本ロボット工業会 (令和8年3月予定)
日本計量機器工業連合会 (令和8年3月予定)
日本チェーンドラッグストア協会 (令和8年3月予定)
全国銀行協会 (令和8年3月頃予定)
日本フードサービス協会 (令和8年度中)
日本プラスチック工業連盟 (令和8年4月まで)
日本化学工業協会 (令和8年4月まで)
塩ビ工業・環境協会 (令和8年4月まで)
化成工業協会 (令和8年4月まで)
石油化学工業協会 (令和8年4月まで)
日本ゴム工業会 (令和8年4月まで)
日本工作機械工業会 (令和8年4月予定)

改定予定 (※改定期未定) の団体一覧 (28団体)

放送コンテンツ適正取引推進協議会
デジタルメディア協会
全国ビルメンテナンス協会
食品産業センター
日本加工食品卸協会
日本給食食品連合会
全国給食事業協同組合連合会
全国魚卸売市場連合会
全国青果卸売市場協会
日本フランチャイズチェーン協会
日本鉄鋼連盟
日本伸銅協会
日本電線工業会
マンション管理業協会
日本建設機械工業会
送配電網協議会
全国建設業協会
日本広告業協会
協同組合日本映画製作者協会
日本映画製作者連盟
日本映像職能連合
日本映画制作適正化機構
日本印刷産業連合会
日本賃貸住宅管理協会
日本防衛装備工業会
日本家具産業振興会
アジア家具フォーラム
全日本ベッド工業会

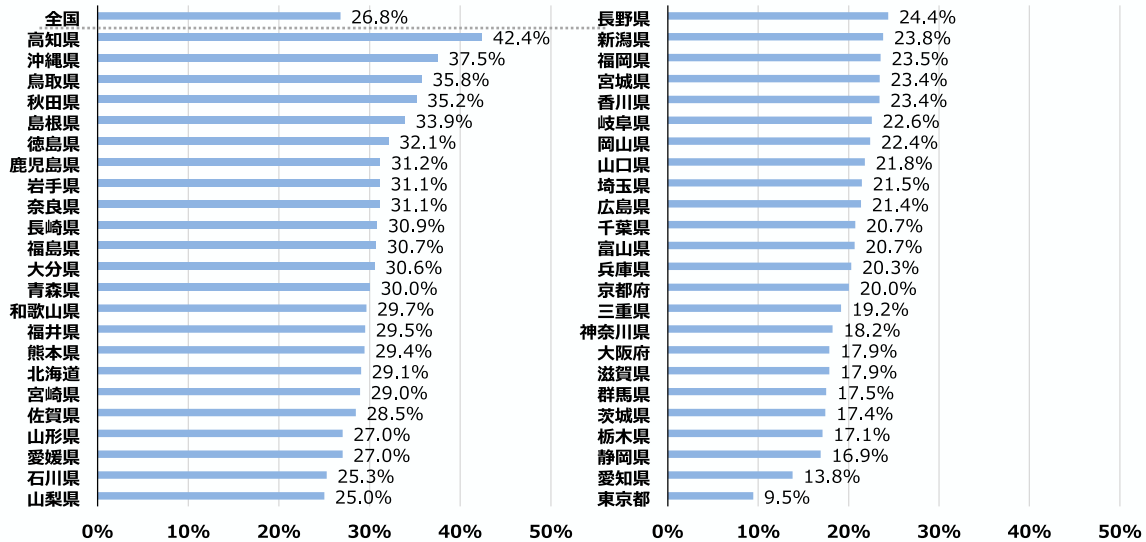
改定予定なし/回答なしの団体一覧 (8団体)

情報通信ネットワーク産業協会
全国スーパーマーケット協会
日本アルミニウム協会
日本半導体製造装置協会
ビジネス機械・情報システム産業協会
日本貿易会
日本動画協会
日本建設業連合会

(参考) 地方では、公的需要が地域経済に占める割合が高い

- 官公需など公需は、GDPの1/4を占める。地方ほどその割合は大きく、地域経済に与える影響も大きい。
- 物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、国（地方支分部局、独法、国立大学法人等を含む）・地方公共団体が率先垂範し、官公需における価格転嫁を徹底していく。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。
 全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。
 (出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に事務局にて作成。

(参考) 官公需における価格転嫁・取引適正化

- 総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、関係省庁一丸となって強力に実行する。

発注の改善

- **国・独立行政法人等の低入札価格調査制度**の適切な運用、工事以外の請負契約への拡大。
- **地方自治体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度**の工事関係での速やかな導入徹底と工事契約以外への導入拡大。総務省による実態調査の公表、通知。
- 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の**設定基準**（現在は概ね60%）について、業種毎の適正水準の**検証・見直し**。
- **予定価格**が最低賃金やエネルギー代金の上昇に対応できるよう、必要な**予算の確保**や「**重点支援地方交付金**」の活用。

発注後の対応

- 「**物価上昇に伴うスライド対応**」、「**期中改定**」等の対応の徹底。
- 最低賃金等の上昇に対応できるよう、必要な**予算の確保**や「**重点支援地方交付金**」の活用。
- 価格交渉促進月間FU調査の**官公需リスト公表**（中企庁）、地方自治体へ結果通知（総務省）

横断的取組

- 「**中小企業者に関する国等の契約の基本方針**」及び**措置状況調査の結果公表**（中企庁）
- 全自治体における**官公需相談窓口**の設置（取引かけこみ寺とも連携）（総務省）

<参考：業界ごとの取組例>

- 第3次担い手三法*の改正による**スライド条項の活用**、受注者からの申出に対する**誠実協議の義務化**（国土交通省）
 *公共工事事業法、建築業法、公共工事適正化法
- **ビルメンテナンス業**に係る発注事務ガイドラインを**労務費指針等を踏まえ改定**（厚労省）
- 官公需**印刷物**の入札・契約に関する**実態調査**、配慮依頼の通知（総務省・経産省）
- **一般廃棄物処理業務**の価格転嫁に関する通知、**実態調査**及び結果通知（環境省）
- **警備業**における顧客との交渉における**好事例集の作成・周知**（全国警備業協会）

適正な価格転嫁の実現に向けた取組

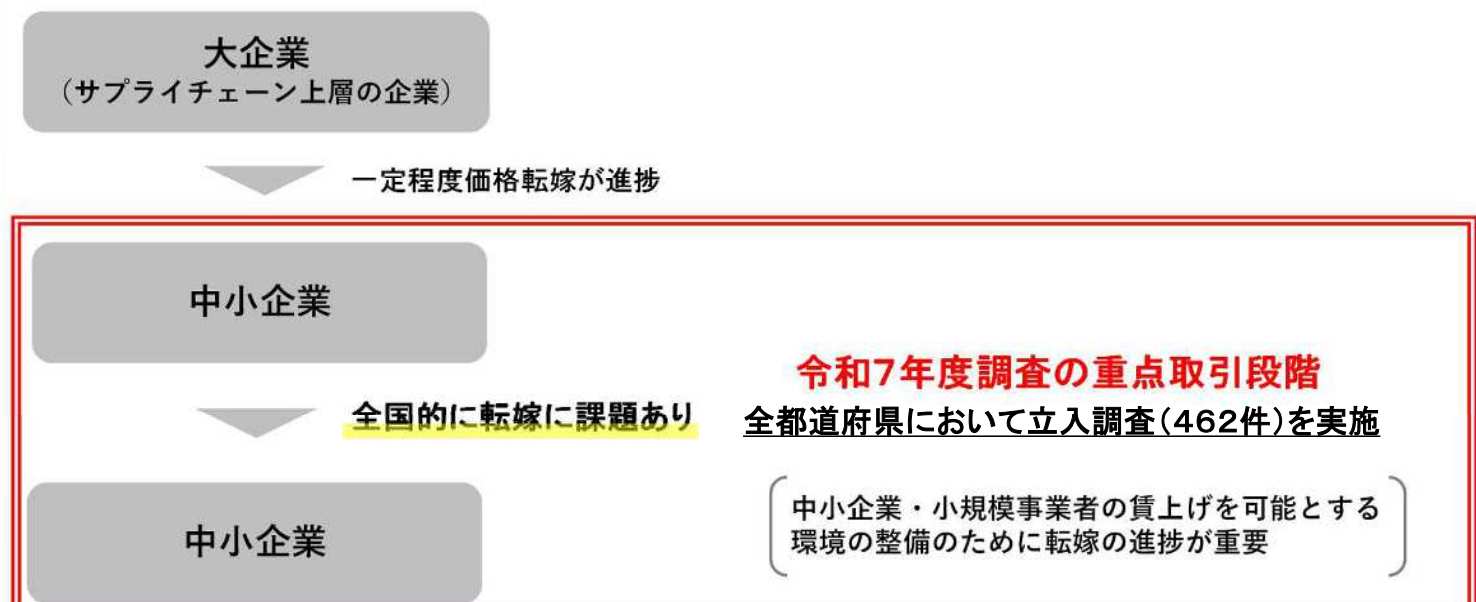
令和 8 年 3 月 9 日
公正取引委員会

令和 7 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査で明らかとなった課題の要点

課題の要点

- 要請受諾率や引上げ品目率等の各指標は、サプライチェーンの段階を遡るほど低くなる。
⇒つまり、中小企業間の取引等、サプライチェーン深層の価格転嫁が十分に進んでいないことが伺われる。

参考図



令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

今回の調査の背景

- 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」(独占禁止法Q&A)において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A(公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、**令和4年度に「緊急調査」**(令和4年度調査)、**令和5年度に「特別調査」**(令和5年度調査)を実施。また、**令和5年11月29日に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(労務費転嫁指針)を策定・公表**。そして、**令和6年度に「特別調査」**(令和6年度調査)を実施。
- 令和6年度調査での主な取組は次のとおり。
 - 令和6年度調査では、書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者及び労務費転嫁指針に沿った行動を採らなかった発注者に注意喚起文書を送付。また、令和5年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者8,175名及び事業者名公表の対象となった10名に対しフォローアップ調査を実施。
 - 令和6年度調査の結果、労務費転嫁指針の公表から約半年が経過した時点での認知度は48.8%であった。また、労務費の要請受諾率(注)は令和5年度調査よりも上昇しているものの、サプライチェーンの段階を遡るごとに低下している実態があり、更に労務費転嫁指針の認知度を高めるために引き続き積極的な周知が必要であると考えられた。

(注)令和6年度以前の調査では「転嫁率」としていたもの。発注者が受注者の価格転嫁の要請額に対して受諾した金額の割合であることを踏まえ、本年度の調査から「要請受諾率」としている。

価格転嫁の状況や労務費転嫁指針のフォローアップ等の把握を目的として「**令和7年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査**」(令和7年度調査)を実施。

令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

令和7年度調査の概要

【通常調査(書面)】(対象事業者数 110,000名)

- 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- 令和6年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- 労務費転嫁指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和6年度調査における注意喚起対象13,929名に対するフォローアップ調査(書面)】

- 注意喚起対象13,929名について価格転嫁円滑化の取組の状況、労務費転嫁指針に沿って行動しているか等を調査。

【事業者名公表3名に対するフォローアップ調査】

- 令和6年度に事業者名公表の対象となった3名(事業者名公表3名)について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【労務費転嫁指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- 労務費転嫁指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者92名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査
全都道府県において資本金1000万円以下の発注者
に対しても重点的に
(462件実施)

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者4,334名に、注意喚起文書を送付。
- 労務費転嫁指針上の独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった9,747名に、注意喚起文書を送付(5ページ参照)。

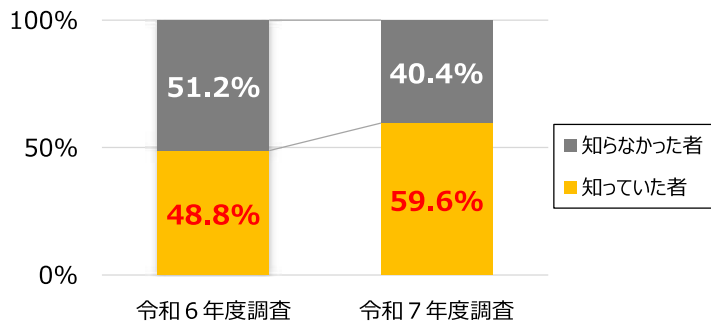
調査の結果...

- サプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、取引段階を遡るほど、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。
- 労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向にある。

労務費転嫁指針のフォローアップの結果①

➤ **労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが道半ば。**他方、**労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向に変わりはない。**

《労務費転嫁指針の認知度》(注1)



(注1) 発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁指針について「知っていた」と回答した割合。

✓ 労務費転嫁指針の認知度を都道府県別にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。

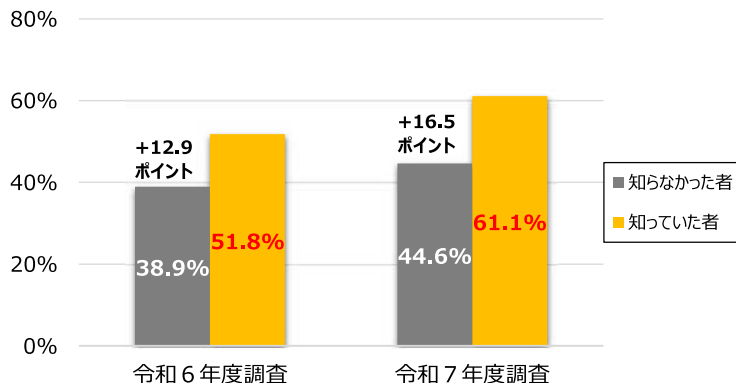
✓ 労務費転嫁指針の認知度を業種別(注2)にみると、

上位5業種は、放送業(80.5%)、輸送用機械器具製造業(73.2%)、ビルメンテナンス業・警備業(71.4%)、石油製品・石炭製品製造業(69.9%)及び情報通信機械器具製造業(69.6%)

下位5業種は、酪農業・養鶏業(農業)(42.7%)、不動産取引業(43.4%)、飲食料品小売業(44.1%)、自動車整備業(45.1%)及び飲食料品卸売業(49.3%)

(注2) 下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》(注3)



(注3) 受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁指針の認知・不知別にみると、**知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より16.5ポイント高い。**

✓ **労務費重点21業種全て**においても同様に、**労務費転嫁指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い。**

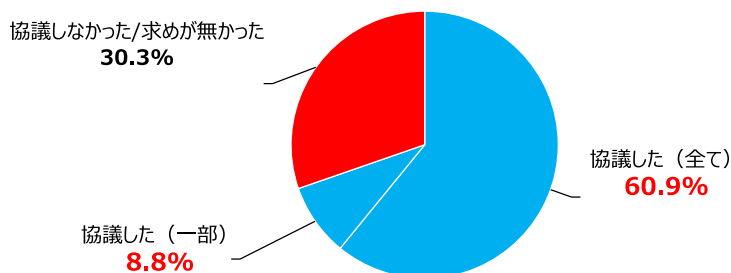
4

労務費転嫁指針のフォローアップの結果②

➤ **労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。**

➤ **労務費の要請受諾率は令和6年度調査より上昇している。**他方、労務費の要請受諾率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、**製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階を遡るほど、労務費の要請受諾率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない状況に変わりはない。**

《労務費に係る価格協議の状況》(注1)



(注1) 発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

✓ **全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は60.9% (一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると69.7%)。**

《労務費の要請受諾率》(注2)

(受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合)

令和6年度調査	令和7年度調査
62.4%	67.4% (5.0%上昇)

(注2) この要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

《サプライチェーンの段階別の労務費の要請受諾率》(注2)

サプライチェーンの段階	令和6年度調査	令和7年度調査
需要者 ⇒ 製造業者等	66.5%	68.9% (2.4%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	61.0%	67.4% (6.4%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	56.1%	62.3% (6.2%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	49.2%	56.6% (7.4%上昇)

労務費転嫁指針に係る注意喚起文書の送付

- ▶ 労務費転嫁指針を知っていたと回答した発注者のうち、取り組まないことが独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった**発注者9,747名に対し、労務費転嫁指針に係る注意喚起文書を送付。**
- ▶ 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順（注1））。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	485	51	窯業・土石製品製造業	246	48	各種商品卸売業	116	14
協同組合	396	103	はん用機械器具製造業	238	36	各種商品小売業	106	15
情報サービス業	412	72	道路貨物運送業	221	35	運輸に付随するサービス業	94	26
飲食料品卸売業	415	50	機械器具小売業	204	24	家具・装備品製造業	89	11
機械器具卸売業	395	57	映像・音声・文字情報制作業	194	22	鉄鋼業	71	19
食料品製造業	414	37	不動産賃貸業・管理業	169	23	非鉄金属製造業	68	20
金属製品製造業	354	73	パルプ・紙・紙加工品製造業	169	20	情報通信機械器具製造業	53	12
総合工事業	379	41	不動産取引業	169	19	石油製品・石炭製品製造業	52	12
生産用機械器具製造業	361	58	輸送用機械器具製造業	139	36	医療品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	53	10
技術サービス業	313	47	業務用機械器具製造業	139	33	倉庫業	45	11
電気機械器具製造業	262	45	広告業	148	23	放送業	37	12
化学工業	250	51	自動車整備業	146	18	インターネット付随サービス業	42	4
印刷・同関連業	261	38	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	131	25	酪農業・養鶏業（農業）	36	3
飲食料品小売業	271	25	電子部品・デバイス・電子回路製造業	123	26	通信業	29	4
						その他の業種	120	23

（注1） 順番は通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

（注2） は、労務費重点21業種（ビルメンテナンス業・警備業は2業種としてカウント）。

（注3） 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

6

都道府県別の注意喚起文書送付件数

都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁指針	都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁指針	都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁指針
北海道	177	406	長野県	88	261	岡山県	71	165
青森県	46	109	富山県	61	116	広島県	86	226
岩手県	47	101	石川県	50	81	山口県	47	114
宮城県	64	151	岐阜県	66	179	徳島県	22	40
秋田県	31	58	静岡県	124	332	香川県	37	90
山形県	50	110	愛知県	214	604	愛媛県	41	94
福島県	51	119	三重県	55	131	高知県	28	53
茨城県	54	143	福井県	32	77	福岡県	118	307
栃木県	41	116	滋賀県	40	89	佐賀県	22	66
群馬県	49	144	京都府	94	189	長崎県	38	80
埼玉県	121	387	大阪府	353	830	熊本県	39	104
千葉県	80	254	兵庫県	160	332	大分県	27	69
東京都	1,086	1,820	奈良県	26	67	宮崎県	28	70
神奈川県	223	472	和歌山県	34	60	鹿児島県	31	80
新潟県	91	233	鳥取県	18	47	沖縄県	29	52
山梨県	18	64	島根県	26	55			

（注） 通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

- ▶ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた事例。

業種 (発注者)	事例の概要
印刷・同関連業	印刷・同関連業者 A 社は、印刷に用いる用紙又は封筒を問屋（受注者）から仕入れている。A 社は、受注者との取引価格について、受注者から引上げの要請があれば協議して納得すれば引き上げることとしていたが、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
総合工事業	総合工事業業者 A 社は、自社が請け負った注文住宅の建築の一部を内装業者（受注者）に委託している。A 社は、受注者との取引価格について、受注者が引き上げてほしいと考えれば要請してくるものと考えており、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
自動車整備業	自動車整備業者 A 社は、自動車の板金、塗装業務の一部を板金業者（受注者）に委託している。A 社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

令和 7 年度調査で明らかとなった課題と今後の取組

明らかとなった課題

- ▶ 要請受諾率は、サプライチェーンの段階を遡るほど低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。
- ▶ サービス業のサプライチェーンにおいて、サービス提供者（元請）や各段階の受注者がその先の取引先受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となるサービス提供者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない状況がうかがわれる。
- ▶ 労務費転嫁指針の認知度はいまだ約60%にとどまっているところ、同指針を知らなかった事業者において労務費の価格転嫁が低調である。
- ▶ 通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合が低下しているものの、依然として協議を経ずに取引価格を据え置いている発注者が存在する。

今後の取組

【労務費転嫁指針及び独占禁止法Q&Aの普及・啓発】

- ▶ 令和 7 年度調査の結果、労務費転嫁指針の認知度は約60%と一定程度上昇したものの、より一層の労務費の転嫁円滑化が促進するよう、事業所管省庁とも連携し、地方版政労使会議の機会も活用しながら同指針を更に周知。あわせて、他のコストの転嫁円滑化も促進するよう、独占禁止法Q&Aの考え方も周知。

【独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書送付の対象となった発注者及び事業者名公表 3 名への対応】

- ▶ 注意喚起対象13,929名のうち再度注意喚起文書送付の対象となった発注者1,854名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aや労務費転嫁指針の考え方を説明し、改めて注意を喚起。そのうち、令和 5 年度調査から 3 年度連続で受注者との協議を経ずに取引価格を据え置いていたと回答し注意喚起文書送付の対象となった発注者44名について、追加で立入調査を実施。また、令和 7 年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者（独占禁止法Q&A関係4,334名及び労務費転嫁指針関係9,747名）に対し、令和 8 年度に実施する価格転嫁円滑化に関する調査においてフォローアップ調査を実施。
- ▶ 事業者名公表 3 名について、今後の価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明。

【労務費転嫁指針及び価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施】

- ▶ 令和 7 年度調査において、労務費転嫁指針に沿った行動を採っていない発注者が相当数みられたことなどから、令和 8 年度においても、同指針のフォローアップや労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について調査を実施。
- ▶ 「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（令和 5 年11月 8 日公表）に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、その事業者名を公表する方針で、個別調査を実施。

【優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行】

- ▶ 労務費重点21業種や、多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、積極的に端緒情報を収集するとともに違反被疑事件の審査等を行い、独占禁止法や取適法上問題となる事案については、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告等の厳正な法執行を行う。

【取適法施行・周知等】

- ▶ 令和 8 年 1 月 1 日に施行された取適法（新たに「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止事項に追加）について、全国47都道府県における事業者向け説明会の開催、関係省庁と連携した業種別説明会の開催、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催、動画やテキストを含む各種媒体での解説等を行ってきたところ、今後とも広く周知に努めていく。

法目的	中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護	
適用対象	①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引	
①取引の内容	製造委託 修理委託 情報成果物作成委託（プログラム） 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理） 特定運送委託	
②規模要件	委託事業者 資本金3億超 資本金1千万超3億以下 常時使用する従業員300人超	中小受託事業者 資本金3億以下（個人含む） 資本金1千万以下（個人含む） 常時使用する従業員300人以下（個人含む）
①取引の内容	情報成果物作成委託（プログラム除く） 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）	
②規模要件	委託事業者 資本金5千万超 資本金1千万超5千万以下 常時使用する従業員100人超	中小受託事業者 資本金5千万以下（個人含む） 資本金1千万以下（個人含む） 常時使用する従業員100人以下（個人含む）
義務	発注内容を明示する義務（発注書の交付） 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年） 支払期日（受領後60日以内）を定める義務 遅延利息（14.6%）の支払義務	
禁止行為	受領拒否 支払遅延（手形払等の禁止） 減額 返品 買いたたき 購入・利用強制 報復措置 有償支給原材料等の対価の早期決済 割引困難な手形の交付 不当な経済上の利益提供要請 不当な給付内容の変更・やり直し 協議に応じない一方的な代金決定	
措置	公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言	

※赤色は改正内容

10

九州地区における下請法の運用状況

九州地区における下請法の措置件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福岡県	262	259	253
佐賀県	37	36	38
長崎県	43	39	41
熊本県	54	57	63
大分県	42	41	33
宮崎県	31	40	29
鹿児島県	25	42	43
九州地区合計	494	514	500

九州地区における主な違反事件

違反行為の概要	関係法条	措置
福岡ダイハツ販売株式会社は、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を委託しているところ、遅くとも令和4年8月から令和7年4月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計76台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者24名）。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	勧告（R7.11.27）
株式会社スズキ自販大分は、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理を委託しているところ、遅くとも令和4年5月から令和6年8月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計25台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者8名）。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	勧告（R7.4.24）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例を記載。
- ✓ 行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記。

発注者・受注者として採るべき行動／求められる行動

★発注者として採るべき行動／求められる行動

- ①経営トップの関与
- ②定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じ考え方を提案すること

★受注者として採るべき行動／求められる行動

- ⑦相談窓口の活用
- ⑧根拠とする資料
- ⑨値上げ要請のタイミング
- ⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ⑪定期的なコミュニケーション
- ⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

- 業所管省庁を通じて、業所管団体（1,873団体）に周知。
- 総理からも行動指針の順守を要請、関係省庁連絡会議にてフォローアップを行う旨、発言。（政労使の意見交換 令和6年1月22日）

12

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

改正の きっかけ

- ✓ 令和7年5月の下請法改正（法律名も「取適法」に変更。令和8年1月施行。）により、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されることから、同改正に対応する必要がある。
- ✓ 指針策定以降に公正取引委員会が実施した令和6年度及び7年度特別調査の結果や物流法改正を踏まえ、事業者にとって参考となる事例（グッドプラクティス）を追記する必要がある。

改正のポイント

- 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- 令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
 - 注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
 - 受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
 - 受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
 - 取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

14

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**次頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示**すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成**し、発注者と受注者と双方で**保管**すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処**していく。

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

主な掲載事例

★発注者として採るべき行動／求められる行動

① 経営トップの関与

・ パートナーシップ構築宣言を、労務費転嫁指針を踏まえた内容に改定するとともに、その内容を全受注者に一斉に通知した。【はん用機械器具製造業】

② 定期的な協議の実施

・ 毎年4月及び5月を、価格転嫁交渉を集中的に実施する月間と定め、価格転嫁交渉を網羅的に一斉に実施することとしている。当該月間を設定する以前は、各受注者との契約書上、契約の自動更新条項が設定されていたが、契約更新時に業務委託先との価格転嫁に係る協議を徹底するため、この条項は設定しないこととした。【放送業】

③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

・ 転嫁を要請された労務費の上昇分について、公的指標に照らして要請額が低いと思われる事業者については、公的指標に基づく労務費上昇分まで転嫁を受け入れている。【生産用機械器具製造業】

④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

・ 受注者に工事全体の施工業者を確認できる資料を提出してもらい、受注者の取引先を業務ごとに把握している。さらに、受注者からその取引先への価格転嫁の状況についても確認しており、サプライチェーン全体で価格転嫁がなされるよう配慮している。【総合工事業】

・ 受注者だけでなく、その先の取引先についても、コストに影響するドライバー数等の実態を把握している。受注者に対しては、取引価格に、その先の取引先の値上げ分が含まれているかを確認した上で、要請額が妥当と判断すれば、当該値上げ分を含めた取引価格を受け入れている。【道路貨物運送業】

⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

・ 受注者から、制作の過程で、当初予定から委託作業工数が増える場合や、作業難度が高くなることによる取引価格の引上げ要請があれば、必ず速やかに受注者と協議の場を持つこととしている。【情報サービス業】

⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

・ 協議用のフォーマットをあらかじめ受注者と共有しており、受注者が労務費転嫁を言い出しにくい場合は、この用紙に記載して提示してもらうこととしている。【映像・音声・文字情報制作業】

価格転嫁ツールの例

取引先と価格交渉を行うための準備として価格転嫁ツールを積極的に活用することが有効(以下は埼玉県「価格交渉支援ツール」の例)

- 価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成できるツールを開発(令和5年2月)
- 日銀や厚生労働省のデータを基にしているため、全国で利用可能(34道府県から埼玉県ウェブサイトへリンク)
- 令和7年2月に労務費データを追加する等、随時機能を更新

1, 4 2 2 品目の値動きを表示！
価格交渉支援ツール

✓ 価格交渉を行う際、エビデンス資料として活用できる
✓ 埼玉県HPから無料でダウンロード可能

✓ ツールの活用方法

- 「価格交渉支援ツール」をダウンロード
- 「価格交渉支援ツール」を起動
- 「業種」等を選択
- 主要品目の価格上昇率等が表示
- 資料を印刷し、価格交渉の場で活用
- 適切な価格転嫁を実現

埼玉県 価格交渉支援ツール

価格交渉支援ツール 資料イメージ

毎月中旬に基礎データを更新

毎月中旬に基礎データを更新
【掲載データの掲載月】

国内企業動向指標	前月
輸入物価指数	前月
企業向けサービス価格指数	前々月
毎月統計発表済	前々月

- 1, 4 2 2 品目から選択可能
- 両面印刷で最大10品目表示
- 日銀の各種指数や厚生労働省の毎月勤労統計調査を基礎データとして使用
- 国の基礎データから、県が分かりやすく増減率を算出

お問い合わせ 埼玉県産業労働部産業労働政策課 048-830-3702

食料品製造業 令和7年12月 現在

主要原材料費等の推移

✓ 本資料は、国の公式データ（日銀の企業物価指数等）を基に、埼玉県が主要原材料費等の推移をグラフにまとめたものです
✓ 価格交渉の際のエビデンス資料として御利用ください

令和2年1月からの増減

米	134.8% ↑
砂糖	37.0% ↑
動物植物油	45.5% ↑
調味料	19.3% ↑

※ ① 国内企業動向指標（令和4年5月）、輸入物価指数（令和4年5月）、企業向けサービス価格指数（令和4年5月）、毎月統計発表済
※ ② 日銀の各種指数は、毎月勤労統計調査を基礎データとして使用

基本設定

基本情報を選択してください

掲載年度 (開始時期)
令和2年(2020)1月

掲載業種 (最大10文字)
食料品製造業

掲載品目 (最大10文字)

グラフ表示

グラフ表示	グラフ表示品目
グラフ1	米
グラフ2	砂糖
グラフ3	動物植物油
グラフ4	調味料
グラフ5	豚肉
グラフ6	鶏肉
グラフ7	牛肉
グラフ8	農用電力
グラフ9	運送貨物運送
グラフ10	人件費

※1 「プラスチック製品製造業」は「プラスチック製品製造業」を指す
※2 「建築材料等部売」は「建築材料、協賛・金属材料等部売」を指す

★印刷をしたい場合
プレビューを確認し、手動で一部切り取りたい場合は、「詳細設定」シートを変更してください

★品目を入れ替える場合
品目を調整する場合は、「詳細設定」シートを遷